

# ミニシンポジウム：研究動向を共同で探る

## 1. はじめに

上野 卓郎

このミニ・シンポは、「研究動向を共同で探る」ということをテーマとして、研究部から二つの報告（各 20 分）を行い、討論するものであった。何よりも動向把握を共同で、というのが趣旨であった。二つの報告は、当日の報告と討論を踏まえて、改めて原稿化されたものであり、高津、尾崎氏には感謝したい。司会とともにもう一つの報告を予定した上野は、高津報告に関連する文献を紹介しただけで、独立した報告は行わなかった。

尾崎報告から先に言えば、新自由主義構造改革の下で進行している自治体、公共施設の動向を整理した報告で、大いに学習させてもらったと言ってよい。討論の多くの時間を費やしたのは高津報告であったが、それは学会シンポでのシンポジストの報告自体を討論するということに起因するものであった。論点を一点に絞れば、和魂洋才論の理解と評価、日本の近代以前と以降の武士道、礼儀作法といった日本スポーツと日本文化論の把握であった。この点で、上野は岩波現代文庫の『日本文化のかくれた形』（加藤周一、木下順二、丸山真男、武田清子）の中の加藤周一「日本社会・文化の基本的特徴」を紹介し、上記の論点をより広く検討することを提起した。加藤の挙げた競争的集団主義・現世主義・現在主義および独特の象徴体系という基本的特徴については、他の日本文化論とも比較して今後研究する必要がある。

かつて時事問題検討会という企画があった。わが国の社会とスポーツの動向を把握する機会ではあったが、研究会での報告とは別に担当するのに負担がかかるようになり、研究報告の充実のほうに重点を置くべきだとしてこの企画は止めることになった（その提案者は上野だった）。今回の企画はその単純な復活ではない。最初のほうで述べたとおり、共同での動向把握という点が重要。このミニ・シンポ企画は継続していく必要がある。

## 2. 日本の「スポーツイメージ」 - 体育史専門分科会シンポジウム「日本スポーツの西洋的イメージと理解」について -

高津 勝

### 1. はじめに

日本体育学会体育史専門分科会は、2004 年 9 月 25 日、同学会第 55 回大会（信州大学）の専門分科会企画として、「日本スポーツの西洋的イメージと理解」と題するシンポジウムを開催した。このシンポジウムの内容が、次のような構成で『体育史研究』第 22 号（2005 年 3 月発行）に収録されている。

(1) 阿部生雄（筑波大）：シンポジウム趣意書

(2) A. ニーハウス（ケルン大）：見失われた嘉納治五郎

(3) L. トンプソン（早稲田大）：「日本」という概念の形成と普及にスポーツが果たした役割

(4) 楠戸一彦（広島大）：コメント

(5) 阿部生雄：まとめ 「日本スポーツ」から消え行く「日本的なもの」

以下、『体育史研究』に収録されたシンポジウム報告にもとづき、その概要を紹介する。

### 2. A. ニーハウス報告「見失われた嘉納治五郎」

ニーハウス報告は、ドイツ人の柔道観とその特徴を、現状と歴史という 2 つの角度から論じるものであった。まず、現状については、氏が 2004 年 6 月に実施したケルン大学柔道クラブの柔道家 27 人に対するアンケート調査（調査対象は 5 年以上の経験者 19 人、5 年以下の経験者 8 人。全員、非競技志向の柔道家）にもとづき、次のように指摘する。すなわち、柔道の英語表記については、19 人が「martial sport」、3 人が「martial art」がふさわしいと答え、27 人のうち誰も「精力善用、

自他共栄」の意味を知らず、5年以上経験者全員が、嘉納治五郎について聞いたことがなかった。この調査をもとに、ニーハウス氏は、「ドイツの柔道は、組織的次元のみならずその内容と解釈の点で日本から分離してきたと言わざるをえない」という見解を導き出す。

つぎにニーハウス氏は、ドイツにおける柔道の歴史を、丹念な考証をベースにしながら、「エキゾティズム」「収用」「適用」という3つの段階、ないし過程として把握する。「エキゾティズム」とは、柔術や柔道によって小人が大男を投げ飛ばすことへの憧れや夢、すなわち、オリエンタル、ないしエキゾチックな関心にもとづく受容の時期である。「収用」とは、ドイツを含むヨーロッパ世界を文明の頂点とみなし、植民地的世界観にもとづき、ドイツ人が文化的に劣る黄色人種に代わって柔道や柔術を発達させようとした時期を示す。「適用」とは、ドイツにおける柔術・柔道の普及を背景に、ドイツ人が日本的伝統である柔術・柔道を近代化・チュートン化しようとする段階である。この時期、技(わざ)のドイツ語化やトレーニング方法のドイツ化が進行した。

以上のように、ニーハウス氏は、ドイツにおける柔道の歴史を、ドイツ社会や文化への柔道の「同化」、すなわち「ドイツ化」の過程として把握し、最後に、「日本」という要素は、今日の国際柔道において殆ど役割を果たすことはない。国際スポーツの世界こそが、ドイツにおける発達に対しても、また日本における柔道の実践に対しても、主要な影響力を持っているのである」と結論づける。ドイツの柔道史は、日本の柔道とは関係なく、ドイツ人が自らの経済的、政治的、文化的、社会的条件の影響を受けながら決定した、とみなすのである。この見解にもとづき、ニーハウス氏は、他文化に関する認識は、他文化の内容自体ではなく、受け入れる主体が主体自身の歴史的・社会的条件のもとで決定するというテーゼを披露した。

### 3. L. トンプソン報告「日本」という概念の形成と普及にスポーツが果たした役割」

トンプソン報告は、西欧のメディアに登場する相撲取りのイメージ分析に始まる。トンプソン氏によれば、相撲取りは、最初は日本の固有性、あるいは、その一部を象徴するものとして西欧のメディアのなかに登場する。だが、そのイメージはやがて日本人や日本の国とのつながりをなくし、エキゾチック性を失い、どこの国、どの人種にもあてはまる「大きな体」、あるいは「大きなもの」の表徴へと転化する。相撲取りの体に関するイメージの上述の変化が示すように、英語圏のジャーナリズムのなかの日本、ないし日本のスポーツイメージは、固定的なものではなく、時代や状況によって変化する。

さらに、トンプソン氏は、日本のスポーツを論じるとき、「日本」というものがほとんど所与の存在とされていることを指摘し、それをもって「本質主義的」な「妄想」であると指摘する。「日本」という概念は歴史的な構築物であり、つねに再生産されながら作り替えられてきた。「日本的なるもの」の中身は、「西洋」との出会いを通じて構築されたのであり、したがって、「日本」を本質的にとらえるのではなく、「日本らしさ」を複数においてとらえ、数々の概念がどう築きあげられたかを明らかにすることが重要である、と。

では、日本のスポーツ理解をめぐる「本質主義的な試み」とは、具体的にはどのようなものか。トンプソン氏によれば、その典型が、舶来のスポーツが武道の精神によって取り入れられたとする考えである。「武道」は近代スポーツの導入に先行するものではなく、嘉納治五郎が柔道を構成し、それをモデルにして他の個々の「武道」が生まれ、それを総括する「武道」が成立したのである。そこには、欧米のスポーツ概念の影響があった。トンプソン氏は、井上俊著『武道の誕生』に依拠しながら、武道の成立をそのように説く。

### 4. 阿部生雄「シンポジウム趣意書」と「まとめ」

「趣旨書」によれば、シンポジウムの目的は、

異文化圏における「日本のスポーツ」の「イメージ」を知ることによって日本のスポーツ研究者が無意識に持っている認識枠組みを相対化し、「エスノセントリックになりがちな日本のスポーツ観」を克服することであった。シンポジウムでは、その作業を介して異文化間の共通認識・共通理解を深め、「多元的でグローバルなスポーツ観」を展望しようとした。

では、企画を終え、阿部氏はどのような認識に達したのか。まず、阿部氏は、トンプソン氏の指摘した欧米人の相撲取りに関する「イメージの変質」とニーハウス氏の「エキゾティズム」「収用」「適用」という3つの段階の「奇妙な」類似性に興味を示し、次のように敷衍する。「異文化は異質な文化圏で比喻と類推を媒介にして理解され始め、異質な対象はその回路の中で更なるイメージを増幅してゆき、オウセンティシティとキッチュの狭間に定位される」。やがて、異文化は異なる文化圏で自生的存在から乖離し、変種化する。その過程で、伝達する文化圏と受容する文化圏のスポーツは互いに「構成」しあい、相対的な関係性のなかで普及する。それらは「ヘゲモニーの過程と合理化の過程」、あるいは「グローバリゼーション化とヘゲモニー過程」のなかで「折衝」し、「無国籍化」し、「インターナショナルなもの」となり、「均質化」する。「日本的なもの」の「消失」は、グローバリゼーションの過程と「重複」し、「民族スポーツ」は「国際スポーツ」として「民主化」される。

## 5. 考察

シンポジウム報告は、日本のスポーツを異文化としてとらえ、しかも、技術や思想、言説ではなく、「イメージ」としてとらえようとする点で、斬新であった。スポーツや伝統文化の一国中心的なとらえ方に対する警鐘という点でも刺激的であり、外国人の日本スポーツに向ける視点を摂取するという点でも、貴重な経験を提供したといえる。

ニーハウス報告が明らかにしたドイツ柔道家の柔道イメージや柔道史については、冷静に受け止

めるしかない。だが、そのことは、文化伝播における相互作用という一般テーゼとどうかかわるのか。「原産国」である日本の柔道やその伝統と無関係に存在するドイツ柔道や欧州の柔道、あるいは世界柔道は、何を創造し、何を喪失、ないし遺棄したのか。そうした問題関心については、ニーハウス氏は希薄であるように思う。文化摂取における双方向性や受容する側の反省的態度への関心は感じ取れない。その意味において、丸山真男が『日本の思想』で示した問題意識、すなわち、西洋近代が作り上げた思想や文化を部分的・実用的にし、か受容しえない日本近代とその社会や思想のあり方を批判的に検討し、そこに跛行や歪み、矮小性を見出す思惟様式とは大きく異なる。たしかに、日本の柔道家や日本人にドイツ柔道を批判する権利は存在しない。では、どのようにすれば、異なる文化圏に存在する柔道に関して対話を深め、共通認識・共通理解を得る道が拓けるのか。阿部氏のいう「無国籍化」「均質化」の方向を共に展望することによってか。

トンプソン報告は、日本人研究者が無意識に抱く「認識枠組み」に対する警鐘という点で、極めて示唆的であった。たしかに、「日本スポーツ」論には、氏の指摘するような欠陥があり、単一民族国家論にもとづき、固定的な実体として武道とその伝統を解釈しがちであった。「日本」という空間と文化を、一国中心的・自文化中心のにとらえてきたのである。「日本」という枠組みを相対化し、日本的スポーツ論の弱点を克服するという意味で、トンプソン報告の貢献度は高い。では、なぜ、そうなったのか。トンプソン報告には、その説明が不足している。世代論に還元するだけでは、議論は前進しないように思う。

加えて、トンプソン氏による「本質主義」批判や前近代と近代の断絶を強調する見解は、歴史研究者にはなじみにくい面がある。なぜなら、歴史研究もまた、武道を時代貫通的な不変としてとらえようせず、それを近代という時代のなかに措定し、変化において理解しようとするからである。とはいえ、歴史研究は、断絶だけでなく、先行す

る時代との関係、すなわち、断絶と連続との関係に着目し、前近代的なものや近代的なものとの並存や連続という側面にも注目する。とりわけ、戦後日本の体育史研究は、日本近代の武道とスポーツを解明するにあたり、近代的改革の不十分さやそれに起因する歪み、封建的要素の残存を指摘し、未完の近代を批判してきた。そうした歴史意識とのかかわりにおいて、日本の特殊性を強調してきたのである。武道 = 「近代文化」論や武道 = 近代「構築」史観にもとづく「日本スポーツ」研究へのトンプソン氏の「本質主義」批判は、実証性のない論理先行型の日本的スポーツ論や自文化中心主義的な伝統理解にもとづく武道論への痛烈な警鐘であり、この批判を日本の体育・スポーツ史研究者もまた、真摯に受け止める必要がある。連綿と続く伝統と思われた武道が、実は近代に「発明」されたものであり、「創造された伝統」であることを示したトンプソン報告の意義は大きい。だが、上述した学問的営為に対する配慮を欠いている。

トンプソン氏の問題提起は、一国中心主義ないし、国民文化の固有性批判という点で、90年代以降の歴史研究に大きな影響を与えた国民国家論に類似しているようにも思える。両者ともに、国際的関係性や普遍性、近代的性格を重視するからである。だが、「国境の越え方」、すなわち、近代との対峙の仕方については、違いを感じる。なぜなら、国民国家論の多くが、近代の再考を課題にし、「近代」の普遍性を批判的に問い直そうとするのに対し、トンプソン氏の場合は、報告を読む限り、その点が曖昧だからである。「柔道」は欧米スポーツの影響を受けて成立し、その柔道をモデルにして個々の「武道」が生まれ、それを受けて総称としての「武道」が誕生した。ゆえに、武道は近代の文化である、というトンプソン氏の武道 = 近代文化論は正鵠を得ているように思えるが、単純化・一面化のきらいもあるとの印象も持つ。なぜなら、近代の産物である武道にも、断絶だけでなく、前近代的なものや近代的なものとの並存や連続という側面もあると考えるからである。その意味において、武道の「創造」については、たんに

柔道の成立を起点にし、そこから派生したものと論じるだけでなく、近世から近代への移行期における旧来の、前近代的な要素やその役割を対立と葛藤においてとらえるとともに、その再生・再解釈の過程を明らかにすること、さらに、武道における近代的なるものについても、その内容を明確にし、矛盾と葛藤、二面性において把握する必要がある。

『体育史研究』のシンポジウム報告には、シンポジストとフロアーの間の応答が記録されていない。おそらく、私と同じ趣旨の疑問を抱いた参加者もいたのではないだろうか。察するに、私と同世代かそれ以上の人たちの場合は、新鮮さを覚えつつも、これまでの体育・スポーツ史研究の成果との関連という点で、ある種の違和感を持ったように思う。とはいえ、違和感は交流と共通認識への第1歩である。今回のシンポジウムには、今後発展させるべき貴重な論点や問題提起、知見が含まれている。企画ならびに翻訳を含む報告の作成に労をとられた阿部氏をはじめ、企画にかかわった総ての方々から敬意を表したい。

### 3. ニュー・パブリック・マネージメントと指定管理者制度 - 新自由主義「改革」と自治体、公共施設 -

尾崎 正峰

#### 1. ニュー・パブリック・マネージメントとは

ニュー・パブリック・マネージメント (NPM) は、「民間企業の経営管理方式を公共部門に移植・適用する手法」と定義されるが、この定義は、かなり曖昧であり、さまざまな解釈が可能であるという意味を含めて、イデオロギー的である<sup>(1)</sup>。

NPM は、PFI (Private Finance Initiative) 論<sup>(2)</sup>や PPP (Public Private Partnership) 論とともにイギリスに範をとった<sup>(3)</sup>とされるが、国内での議論の推移を見てみると、NPM の用語が公式文書において初めて登場したのは、経済財政諮問会議「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基

本方針」、いわゆる「骨太方針」(2001年6月26日閣議決定)とされる。

新自由主義「改革」路線の関連政策の流れを、そのスローガンの変遷から見てみれば、「保護・助成から民間活動の補完へ」から始まり、「官から民へ」、「民でできることはできるだけ民で」、そして、「民でできることは原則として官は行わない」と民間の役割を最大評価するものとなる。

そうした中、NPMは、「規制緩和」の理念による「行政の効率化」の名の下での「地方分権」、および「地方自治体財政問題」との関連で出されてきたといえる。現在、政府が2005年6月にまとめた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針(骨太の方針)」に「公共サービス効率化法(市場化テスト法)の2006年度中の成立をめざす」ことが盛り込まれ、第164回国会に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」が提出され、5月26日(金)に参議院において可決・成立した。

## 2. 指定管理者制度が示す意味

前項でふれた国家政策の流れの中で指定管理者制度が登場してくる。この制度は、2003年6月の地方自治法の一部、すなわち、同法244条の2の「改正」というごく小さなものが元となっている。その最大の特徴は、「公共的団体」以外の株式会社や民間事業者なども公の施設の管理者となることを認めたことである。その意味で、民間サイドから見れば、これまでにない新規参入の機会ととらえられている。

「公の施設」の範囲が非常に広いため地方自治体の提供するサービス業務の理念をどのようにとらえるのかという点が問題となるなど、指定管理者制度は、多くの課題を現出させることになる。

第一に、「住民自治」に関わる問題である。ひとつには、指定管理者の導入、および決定の過程における住民の参加と意思の反映のルートをどのように保障するのかという点である。もう一つには、指定管理の後、管理者の裁量要件が広範囲に

わたるが、ここにおける議会や住民のチェック機能(施設運営に関する審議会などのような住民参加組織等も含め)をどのように担保するかという点である。

第二に、指定管理者の経費節減の手段としての人員費抑制、それは、効率化重視の裏返しとしての労働条件の悪化を招く危険性がある<sup>(4)</sup>。

そして、現実には、公共スポーツ施設、公民館、図書館、博物館などの教育・文化施設が指定管理者制度の適用となった場合、さらに多くの実際的な問題に直面することになる<sup>(5)</sup>。それは、利用上の公平性や活動の自由が保障されるのか、社会教育法の規定などにより政党や民間営利の活動が禁止されてきたが今後はどのような取り扱いになるのか、等々、多岐にわたることが予測される。

また、指定管理者は、一定期間毎に「再審査」があり、指定を受ける者が変わる可能性がある。そのことによる職員の専門性と継続性(知恵の継承)、そして、職員をひとつの結節点としてそれぞれの施設に蓄積される、地域の住民をベースとした利用者相互のつながりという目に見えない「社会的インフラ」はどのようになるのか、未知数の部分が多い。

## 3. 公共スポーツ施設と指定管理者制度

公共スポーツ施設の整備は、地方自治体による地域スポーツ振興の要のひとつである。その施設の管理運営が指定管理者制度の開始によってどのように変容していくのかは大きな問題である。

現実には、全国各自治体で指定管理者制度への対応が始まっている。従来まで管理運営を担当していた第三セクターの公社がそのまま指定管理者となるケースや地域の体育協会が受け皿となるケースなどさまざまな形態が現れてきているが、民間企業が指定管理者となるケースも出てきている。その中でも特に顕著なものが、東京都板橋区の事例であろう。

2005年4月から板橋区内の区立体育館・プール(10施設)、野球場(6施設)、庭球場(5施設)、

サッカー場（2施設）、陸上競技場・多目的運動場（2施設）の合計25施設は、コナミスポーツ株式会社を指定管理者として管理運営されている。指定管理者としての指定期間は、2010年3月31日までの5年間である。さらに、同社のホームページ<sup>(6)</sup>によれば、大阪市立プール（3カ所）、豊島区立雑司が谷体育館、ASUWA（岡山県井原市芳井健康増進福祉施設）、かなんぴあ（大阪府河南町総合保健福祉センター）、クロスパルこが（福岡県古賀市健康文化施設）、ウェルネス新庄（奈良県葛城市体力づくりセンター）、（東京スポーツ文化館）、などの施設に関して指定管理者として指定されている。

スポーツ産業の推移を歴史的に見るならば<sup>(7)</sup>、今回の指定管理者制度は、民間スポーツ産業にとっては大きなビジネスチャンスであるといえる。同時に、地方自治体の財政状況などを勘案すると、指定管理者制度にもとづく民間企業による公共スポーツ施設の管理運営という実態が広がっていくことも予測される。

今後は、NPOなどの市民活動をめぐる議論とも絡めて、施設の公共的利用のあり方、その運用の「可能性」に対する検討も必要となる。いずれにしても、ますます争点化する問題である。

#### <注>

(1)晴山一穂・自治体問題研究所編『自治体民営化』自治体研究社、2005。

(2)PFIについては、1999年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（通称、PFI促進法）」が成立している。

(3)これらの概念の有効性については、当のイギリスにおいて弊害が指摘され見直しの議論もなされている。榊原秀訓、家田愛子、尾林芳匡『イギリスの市場化テストと日本の行政』自治体研究社、2006。

(4)この問題は、指定を受けた側の問題となるが、「ワーキングプア（働く貧困層）」の問題が顕在化する中、人件費の極端な抑制が、指定管理者制度によって「公的」に認められることの社会的意

味は重い。

(5)社会教育推進全国協議会『住民の学習と資料』No.36、2005。同『住民の学習権と指定管理者制度』、2006。

(6)<http://www.konamisportsandlife.co.jp>（2006年9月21日現在）。また、ホームページにおいて、「福岡県福岡市のPFI事業である福岡市臨海工場余熱利用施設整備事業において整備された「タラソ福岡」の運営を、福岡市と事業契約を締結した福岡臨海PFI株式会社より受託し、2005年4月1日より施設の運営を開始したとあるが、この位置づけは「破綻PFIの再生」となっている。

(7)尾崎正峰「新自由主義改革と地域スポーツの行方」渡辺治編『変貌する<企業社会>日本』旬報社、2004。

#### <参考文献>

\*大阪自治体問題研究所編『日本型NPMの論理と実態』自治体研究社、2004。

\*岡田章宏・自治体問題研究所編『NPMの検証 - 日本とヨーロッパ』自治体研究社、2005。

\*自治体問題研究所編『NPM行革の実像と公務・公共性』、自治体研究社、2006。

\*斉藤文夫『指定管理者制度と情報公開』自治体研究社、2006。

\*『月刊社会教育』2005年2月号特集「社会教育からみた指定管理者制度」国土社。

\*尾崎正峰「地域スポーツへの『多元的参加』と『地方分権』」『地方分権と自治体社会教育の展望』（日本社会教育学会研究年報第44集）東洋館出版社、2000。

\*和食昭夫「公共スポーツ施設と自主的スポーツクラブ」、「公共スポーツ施設の株式会社化～その「負の部分」を考えよう」『スポーツのひろば』2003年11月号、新日本スポーツ連盟。